

## 輸送の安全にかかわる情報の公示

(有) 遠刈田バス観光

## 輸送の安全にかかわる情報の公表について

### 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は輸送の安全確保が、事業経営の根幹であることを深く認識し、全従業員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させ、また社内に於いて輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
- (3) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公表する。
- (4) 社訓に基づく社員の行動指針＝「今日一日のこと」の毎日復唱の実行

### 2. 輸送の安全に関する重点施策

輸送の安全に関する方針に基づき実施すべき重点施策は、以下5項目とする。尚、運行管理者・整備管理者・運転者・車両及び施設等に関する施設については、関係法令等別に定めるところによるものとする。

- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率手に行うよう努めること。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置に講ずること。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、これを的確に実施すること。

### 3. 事故統計および安全への取組み実績(2016年度)

- (1) 重大事故 0件・・・(自動車事故報告規制2条に規制する事故は 0件)
  - (2) 有責事故種別発生件数( )内は2015年度  
人との事故(人身事故)・・・0件(0件)  
他車との接触事故……………1件(0件)  
車両単独……………1件(0件)  
路上故障……………0件(0件)
- |       |        |
|-------|--------|
| 期末車両数 | 21両    |
| 合計    | 2件(0件) |

#### 4. 2017年度の安全輸送に関する目標の設定

- ①人身事故・物損事故のゼロを実践する。  
※日常点検の強化し、故障による事故の削減  
※ヒヤリハット事例を社内セミナーに多く流用し、様々なケースに対応することが可能となる様情報収集に注力する。
- ②輸送関連法令の遵守  
※内部監査を充実させることで向上を図る。
- ③安全体質の確立  
※安全管理の改善・見直しを常時おこない、更なる安全運行を目指す。

#### 5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別添1(輸送の安全に関する組織体制)  
別添2(重大事故発生時の緊急連絡体制)

#### 6. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

##### 乗務員教育

- ・各月に教育予定表に基づき実施 (社内教育セミナー)
- ・春の全国交通安全運動
- ・秋の全国交通安全運動
- ・年末年始輸送安全総点検運動
- ・運行管理者、整備管理者研修 県バス協会主催に参加する。

別添3(年間教育予定表)

#### 7. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別に定める事故処理規定に基づき、速やかに適切な処置を行い、円滑に処理することを旨とし、統括管理者・管理者・運転者に徹底を図るものとする。

#### 8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- ①安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況をするため、年2回(1～6月)を7月・(7月～12月)を1月に内部監査を実施する。
- ②安全統括管理者は内部監査に結果を受けて、改善すべき事項が認められた場合、速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保の為に必要な方針を検討し、必要に応じ当面の緊急是正措置(予防措置)を講じる。

9. 輸送の安全に関する予算等の実費額

10. 安全統括管理者・安全管理規定(別添5)

※乗務員安全サービス規程(平成27年 3月 15日改定)(別添6)

## 【 平成30年度の結果報告 】

今年度の重大事故…… 0件  
(過去3年間 0件)

## 〔 安全目標 〕

- 「 人身事故・物損事故 ゼロ 」
- 「 輸送関連法令の遵守 」
- 「 安全体質の確立 」

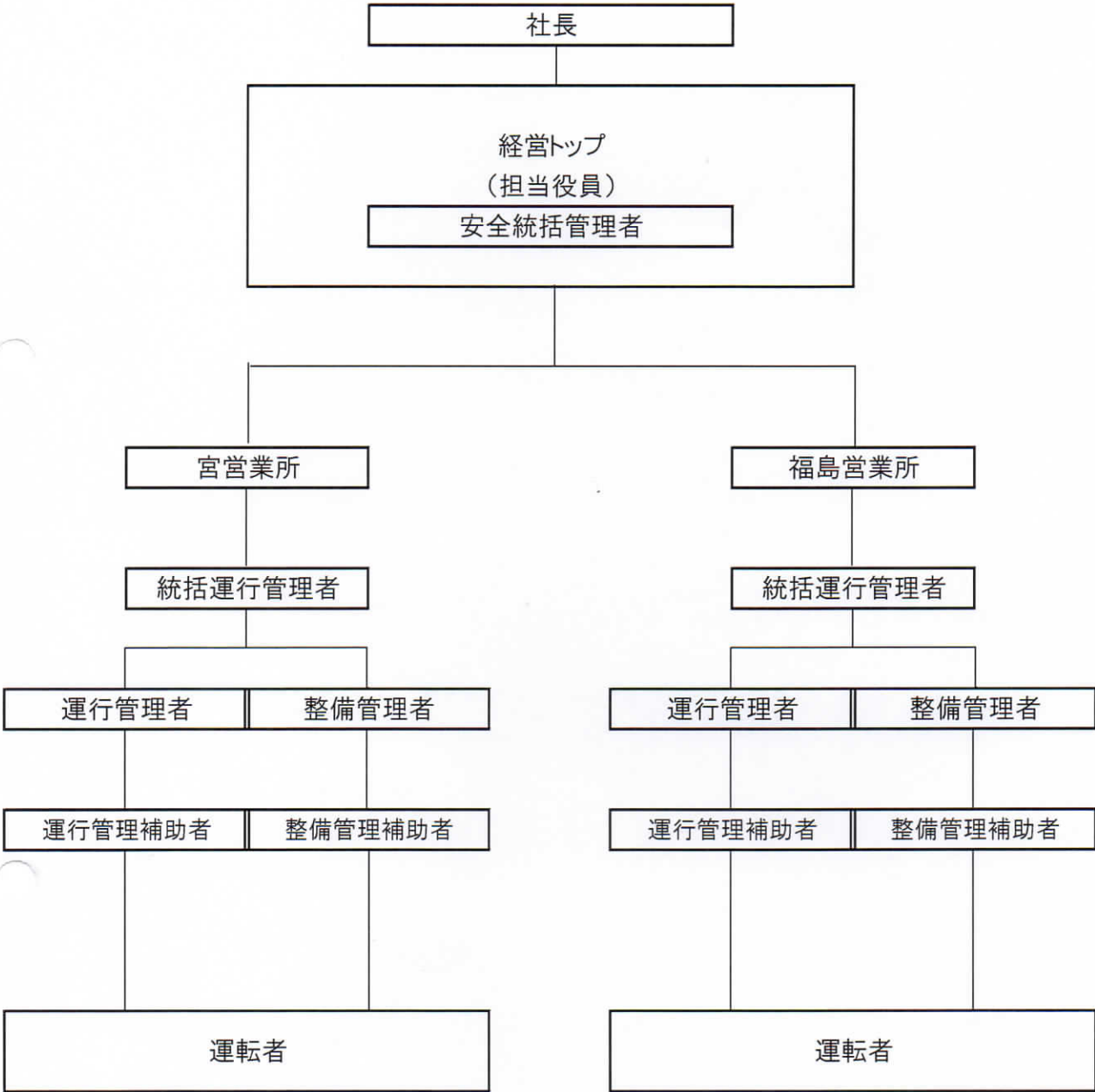
宮(営)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
物損	○	1	○	1	○	1	3	○	○	○	○	1	7
人身	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
法令の遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0

福島(営)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
物損	○	○	○	○	1	○	○	○	○	○	○	○	1
人身	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0
法令の遵守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0

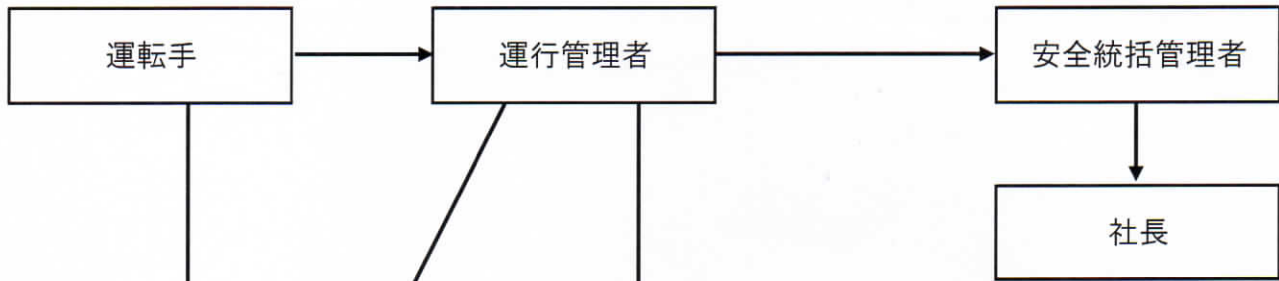
※ 30年度の達成状況は、物損が宮(営)7件発生してうち3件車庫入れ時の案件であり  
残りは回送中に発生した案件で、1件は交差点を曲がり切れず民家の塀に接触。  
他に路面の凹凸に接触、踏切遮断機の竿に接触、後続車両から追突です。  
車庫入れの1件は、駐車車両に接触、他に店舗の駐車場の塀に接触、最後に車庫内1件で  
福島(営)については回送中の切り返し時に、民家壁にのミラー接触でした。



# 輸送の安全に関する組織の詳細



# 重大事故発生時の緊急連絡体制



①重大事故発生後、直ちに連絡

運輸支局	直通電話	時間外-休日
宮城	022-235-2513	090-7339-2914
青森	017-739-1506	090-8423-4549
岩手	0196-37-2912	090-2607-0353
福島	0245-46-0342	090-4551-6680
山形	0236-86-4714	090-2798-8778

警察署	110
救急車	119
消防車	119

東北運輸局 宮城支局	
〒983-8540 宮城野区扇町3-3-15	
登録部門	050-5540-2011
検査整備	022-235-2513
輸送監査	022-235-2515
総務企画	022-235-2517

社内時間外緊急連絡先	
代表	0224-35-3323
本社	080-1672-6430
宮	090-8250-7846
福島	090-8250-7846

## <運行管理規定の教育指導事項>

### 乗務員指導監督要項

#### ・指導内容

- (1)乗務員の職務とは、旅客の安全確保である事を認識させる
- (2)道路の状況、車両の構造、運転技術、法令に定める運転及び健康管理に関する事項の注意と指示。
- (3)非常用信号用具、消火器等、備付用具の取扱い方法
- (4)整備管理者との車両の構造による事故防止対策
- (5)自動車事故警報及び事故例などによる事故防止の徹底
- (6)管理者は指導の内容を記録すること

### 点呼時の指示事項

#### ・指示事項

- ①法令遵守(制限速度、車間距離、運転マナー)について
- ②自己の健康管理
- ③旅客の安全確保
- ④旅客の荷物等車両内環境の管理